



国土交通省



九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

令和 2 年 8 月 20 日

記者発表資料

宮崎県内 初！

飲食店による路上利用に占用許可

～「3密」回避・「新しい生活様式」定着のため～

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、路上利用の占用許可基準を緩和しています。

本日、宮崎県内で初めて緊急措置による道路占用を許可しました。

【概要】

- 許可期間 令和2年8月20日（木）～令和2年11月30日（月）
※8月21日（金）16時より許可された場所でテラス営業を開始予定（天候不良時は延期します。詳細は2ページ目の占用主体の問合せ先に確認してください。）
- 占用場所 国道220号（宮崎市橘通西1丁目）の歩道（延長約40m）
※位置図、詳細の場所は2ページ目を参照
- 占用主体 西一商店街活性化プロジェクト
※問合せ先は2ページ目を参照
- 制度概要 以下のホームページをご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

総括保全対策官 やまぐち みつはる 山口 光治 道路管理第一課長 わたなべ かずひろ 渡邊 和宏
TEL 0985-24-8221 (代表)

位置図・イメージ図



【占用主体】 西一商店街活性化プロジェクト

(問合せ先)

代表 福本 誠作 (ふくもと せいさく) 氏

住所 宮崎市橋通西1-4-27-101

TEL 0985-27-7100

(電話可能時間 11:00~20:00)



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none">① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※ ¹ による一括占有※ ² ※ ¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2 m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占有期間	令和2年11月30日まで